○農林水産省告示第千三百三十八号

平成二十一年六月二十三日農林水産省告示第八百三十一号（地すべり防止工事を施行する件）によりその施行を告示した地すべり防止工事の全部を次のとおり完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）第七条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　工事の区域

山形県七五三掛地すべり防止区域（平成三年十月二十四日農林水産省告示第千三百一号による指定）

二　工事完了の日

平成二十二年六月三十日

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字熊ノ谷下六一の二、六一の二の三・六一の一五・六一の一六・六一の一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ入一五（次の図に示す部分に限る。）、三八、四〇、四二、四四の二、四六、鹿勝川町字岡田七の一から七の四まで、七の一一、七の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ谷下六一の二・六一の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ入四〇（次の図に示す部分に限る。）、字岡田七の二・七の三・七の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市有漢町有漢字屏風岩六五七八の二、字テヲイ岩六九九六の二、六九九六の四、六九九六の五六、六九九六の五七、六九九六の七二、字大平日向六九九七の二、六九九七の三〇、六九九七の三一、六九九七の三五、六九九七の三六、六九九七の六一から六九九七の六三まで、字大平山陰地七一六二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県倉吉市長谷字中谷二六九の二、二六九の四三、二六九の六〇から二六九の七九まで、二六九の八四、悴谷字大原三七一の一から三七一の五三まで、字男女岩三七二の一、三七二の三から三七二の二〇まで、字モラガ畑三七五の四から三七五の四三まで、字穴ヶ谷三七七の一から三七七の九まで、三七八の一から三七八の二一まで、三七八の二三、三七八の二六、大河内字高山六七二の九、六七二の一〇、六七二の一二から六七二の八五まで、六七二の八七、六七二の一一〇から六七二の一六五まで、六七二の一七三から六七二の一七六まで、字釜谷平七〇九の一二、七〇九の一五から七〇九の四〇まで、七〇九の一〇一から七〇九の一〇七まで、字ほそふ七五五の三二から七五五の五三まで、字タタラ谷七五七の一から七五七の八まで、七五八、七五九の一から七五九の二六まで、字宮谷七六〇から七六三まで、七六四の一、七六五の一から七六五の五まで、七六六の一、七六六の二、七六七、七六八の一から七六八の八まで、七六九の一から七六九の五まで、字中谷平七七〇の一から七七〇の二九まで、七七一の二から七七一の一四まで、字にが谷七七三の二から七七三の一七まで、字大峯七七四の一〇〇から七七四の一二四まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県西伯郡大山町赤松字古明間平ル三七七の一、字門野五六七の二、五六七の三、五六七の七九、字峯ノ手一六六三から一六七三まで、一六七四の一、一六七四の二、一六七五、字中曽根一六七六から一六八八まで、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の二、一七〇〇の五七、一七〇〇の六五、一七〇〇の八八、一七〇〇の九〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年七月七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年八月十九日

農林水産大臣　山田　正彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22750	フェントラザミド・ベンスルフロンメチル水和剤	ホクサンイノーバフロアブル	札幌市中央区大通西八丁目1番地　北海三共株式会社　取締役社長　津田憲一郎
22751	フェントラザミド・ベンスルフロンメチル粒剤	ホクサンイノーバ1キロ粒剤75	〃